

令和2年千代田区議会第2回臨時会議事速記録（第1446号）《未定稿》

◎日 時 令和2年8月12日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員（1人）

23番	河合	良郎	議員
-----	----	----	----

◎出席説明員

区 長	石川 雅己 君
副 区 長	山口 正紀 君
政策経営部長	細越 正明 君
行政管理担当部長	古田 毅 君

総務課長 中田治子君
(教育委員会)

教育長 坂田融朗君

◎区議会事務局職員

事務局長 吉村以津己君

議事担当係長 桐谷孝行君

議事担当係長 吉田匡令君

議事担当係長 石井妙子君

議事担当係長 後藤飛超君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第2回千代田区議会臨時会継続会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お諮りします。

議員提出議案第10号は急施事件と認め、日程とし、審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第1を議題にします。



議員提出議案第10号 解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議

○議長（小林たかや議員） 提出者を代表して、桜井ただし議員に提案理由の説明をお願いします。

〔桜井ただし議員登壇〕

○24番（桜井ただし議員） 議員提出議案第10号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議

1. 7月31日、千代田区議会議員全員は、東京地方裁判所に解散処分の無効取消の裁判を提訴するとともに、執行停止の申立てをいたしました。そして、8月7日、東京地裁は、区議全員の申立てを認め、解散の効力を停止する決定を出しました。
2. すなわち、裁判所は、地方自治法178条1項前段の「長の不信任の決議」に該当するか否かは、「不可避免的に長又は議会の全議員の失職を伴うものであることを斟酌すれば、・・・厳格かつ客観的に判断するのが相当」とし、議会による長の不信任議決をするか否かは「議会の自由な裁量的判断に委ねられるべきもの」とし、千代田区長による本件解散処分に先立ち地方自治法178条1項前段所定の『長の不信任の議決』がされたとはいえないなどと判断しました。
3. 7月31日には、千代田区の選挙をつかさどる千代田区選挙管理委員会の判断がありました。区長の解散通知は「適法な手続きを欠くものであり、解散処分は無効」とあるとの公的判断をいたしました。選管が区長の解散は無効だから選挙はしないと宣言したにも拘わらず、区長は、司

法判断を仰ぐと言い、区政が停滞を続けました。さらには、同日、総務大臣は、定例記者会見でマスコミから質問を受け、「不信任の議決は、その旨を区長に通知するという正規の手続きを踏んでいるかどうかで判断される。一般論で言えば、刑事告発の議決が、不信任の議決を意味するとは考えにくい」と区長の対応に疑問を呈しました。

4. このような区政の停滞を打開する最後の方策として、やむなく区議会議員全員で裁判所に提訴することになりました。
5. そして、8月7日、裁判所も区長による解散処分が不適法であると認め、執行停止を認めました。司法判断が下されたのです。
6. そこで、区長自らが、解散が違法無効であること、区議が失職した事実はなく区長が解散宣言をした後も区議の地位にあることを認め、自らの違法無効な解散処分によって区政の重大な停滞を招いたことを区民とその代表である区議会に対し率直に謝罪して頂く必要があります。
7. そこで、千代田区議会議員全員の総意として、区長が違法な解散を遡及的に取り消すとともに、区民と区議会に対する謝罪と百条調査への協力など執行停止の裁判の際に区議会議員の全員で提示した和解条項を踏まえた謝罪を公開の議場ですることを求めます。

以上を踏まえ、下記の4項目を求めます。

1. 7月28日の解散処分を遡及的に取り消し、解散通知以後の議会及び委員会の審議及び決議はすべて有効であると認めること
2. 区政に重大な停滞を招いてしまった事実を認め、区民と区議会議員に対し、謝罪すること
3. 区長提出の補正予算案の審議について、円滑な審議に協力すること
4. 百条調査に誠実に協力し、区民への説明責任を果たすこと

以上、決議する。

令和2年8月12日

千代田区議会

満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいま説明のありました、議員提出議案第10号、解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議は、桜井ただし議員の提案理由説明どおり満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま、区長より発言の申出があります。

お諮りします。

区長の発言を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、発言を許可します。

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 本日の継続会における、私の発言の申出に許可を頂きましたこと、誠にありがとうございます。

先ほど議員提出議案で可決されました、解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求めるそれぞれの決議の項目につきましては、重く受け止め、それぞれ真摯に対応してまいりたいと思います。

まず初めに、今回の私の区議会解散の判断につきまして、区民並びに区民の代表である議員の皆様方に多大なるご心痛をかけたことを、深く深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございません。

解散処分につきましては、区議会議員全員により、解散処分の無効確認を求める訴訟及び処分取消を求める請求並びに執行停止申立が、東京地方裁判所に提出されました。そのうち、執行停止申立につきましては、8月7日付で、東京地方裁判所より、千代田区議会の解散は本案判決の確定までその効力を停止する旨の決定がなされました。

これまで私は、解散の是非については、「司法の場での判断を尊重する」と申し上げてまいりました。今回の司法の決定は、本体の訴訟判決までの暫定的な決定とはいえ、「違法」という司法の判断を重く受け止めさせていただきます。また、今回の司法の判断は、異例の早さで進められ、また、これは、行政の業務に停滞を許さないという司法の強いメッセージであると真摯に受け止めさせていただきます。

この決定を受け、私は、昨日、区政をこれ以上停滞させてはならないという大所高所の見地から、（発言する者あり）令和2年7月28日に遡及し、議員の地位と活動を有効にするため、解散を取り消す決断をいたしました。今後は、真摯に議会と区民福祉の向上のために論議を行い、ともに、事業、施策を構築してまいります。とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策については早急に対応が必要であり、改めて議会において十分にご審議を頂けるよう進めてまいります。

改めまして、100条調査を含め、決定項目については真摯に受け止め、誠実な対応をしてまいります。（発言する者あり）どうぞ、区民並びに議員の皆様方には、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の一連のことにつきましては、議会の皆様に深く心痛をかけたことにつきまして、重ねてお詫びを申し上げます。どうもありがとうございました。（発言する者あり）

○議長（小林たかや議員） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回の継続会は、9月1日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は、以上で終了します。散会します。

午後1時12分 散会